

分類	対象物質	基準値		土壌ガス 判定基準 (vol ppm)
		土壌溶出量基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/kg)	
第一種 特定有害物質 (揮発性有機化合物)	クロロエチレン	0.002 以下	—	定量下限値 未満であること ベンゼン以外は 0.1vol ppm 未満 ベンゼンは 0.05vol ppm 未満
	四塩化炭素	0.002 以下	—	
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	—	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	—	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—	
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	—	
	ジクロロメタン	0.02 以下	—	
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	—	
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	—	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	—	
	トリクロロエチレン	0.03 以下	—	
	ベンゼン	0.01 以下	—	
第二種 特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	0.01 以下	150 以下	—
	六価クロム化合物	0.05 以下	250 以下	—
	シアン化合物	検出されないこと	50 以下 (遊離シアン)	—
	水銀及びその化合物	0.0005 以下	15 以下	—
	アルキル水銀	検出されないこと	—	—
	セレン及びその化合物	0.01 以下	150 以下	—
	鉛及びその化合物	0.01 以下	150 以下	—
	砒素及びその化合物	0.01 以下	150 以下	—
	ふっ素及びその化合物	0.8 以下	4,000 以下	—
ほう素及びその化合物	1 以下	4,000 以下	—	
第三種 特定有害物質 (農薬等)	シマジン	0.003 以下	—	—
	チウラム	0.006 以下	—	—
	チオベンカルブ	0.02 以下	—	—
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検出されないこと	—	—
	有機りん化合物	検出されないこと	—	—